



申 請 書

24 高 高 第 139 号
平成 24 年 11 月 19 日

経済産業大臣

枝野 幸男 殿

住所 東京都渋谷区渋谷 4-3-13

名称 高圧ガス保安協会

代表者 佐野一郎治



高圧ガス製造施設における保安検査基準（液化石油ガス岩盤備蓄基地関係）については、従来の高圧ガス保安法の省令においてその検査方法の詳細な規定がなされておらず、今後、日本各地において岩盤備蓄基地の運用がされることもあり、岩盤備蓄基地関係の設備についての保安の維持・向上の観点から実効性のある望ましい検査の方法を検討し、関係法令との調和を図ることを目的に 2012 年にこの基準を制定しました。

当協会としましては、同基準を告示により公示されることを希望しますので、別紙関係書類を添えて提出いたします。

記

審査を受けようとする保安検査基準：

KHK/JOGMEC S 0850-8 (2012) 保安検査基準（液化石油ガス岩盤備蓄基地関係）

1 審査を受けようとする保安検査基準の名称及びその概要

1.1 KHK/JOGMEC S 0850-8 (2012) 保安検査基準（液化石油ガス岩盤備蓄基地関係）

コンビ則の適用を受ける液化石油ガス岩盤備蓄基地の製造設備のうち、コンビ則第34条第1項に規定する特定施設に係る高圧ガス保安法第35条の保安検査について、その方法を規定している。

2 高圧ガス保安協会技術基準作成に係る委員会の名称及びメンバー構成

2.1 技術委員会

2.1.1 技術委員会について

技術委員会は、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）定款に基づき設置されている常設の委員会であり、その権限は、協会業務のうち次に掲げる事項の調査審議となっている。

- a) 高圧ガスの保安に関する技術的事項についての経済産業大臣への意見具申に関すること。
- b) 技術上の基準及び規格に係る省令の制定、改廃に関する経済産業大臣への答申に関すること。
- c) 高圧ガスの保安を推進するために必要な技術基準の作成に係る基本方針に関すること。
- d) 規格委員会の設置及び廃止に関すること。
- e) 規格委員会の審議過程の適正性の確認（プロセスレビュー）及びc)の技術基準の技術的評価（テクニカルレビュー）に関すること。
- f) a)～e)に掲げるもののほか、高圧ガスの保安に関する技術的重要事項

2.1.2 技術委員会メンバー構成

第Ⅲ期：平成 23 年 9 月 1 日～平成 26 年 8 月 31 日

平成 24 年 1 月 6 日現在のメンバー構成は次のとおり。

表 1－技術委員会委員

(敬称略・順不同)

氏名	所属・役職等
大島 榮次	東京工業大学 名誉教授／高圧ガス保安協会 参与
平野 敏右	東京大学 名誉教授／高圧ガス保安協会 参与
有田 芳子	主婦連合会 副会長
小川 武史	青山学院大学 理工学部 機械創造工学科 教授
小野 峰雄	丸善石油化学(株) 相談役
川原 正言	元首都大学東京 教授
木村 雄二	工学院大学 常務理事 工学部 教授
功刀 能文	功刀技術士事務所 所長
鴻巣 真二	茨城大学 工学部 機械工学科 教授
小林 英男	横浜国立大学 安心・安全の科学研究教育センター 客員教授 ／高圧ガス保安協会 参与
関根 和喜	横浜国立大学 安心・安全の科学研究教育センター 特任教授
辻川 茂男	東京大学 名誉教授
坪井 孝夫	横浜国立大学 名誉教授
野呂 隆	J X 日鉱日石エネルギー(株) 常務執行役員 製造技術本部副本部長
原 文雄	大陽日酸(株) 代表取締役副社長 電子機材事業本部長
山田 靖	ダイキン工業(株) 相談役執行役員

2.2 規格委員会

2.2.1 規格委員会について

規格委員会は、協会定款に基づき、技術委員会の承認を得て設置される常設委員会であり、その権限は、協会技術基準の作成に関することについての調査審議となっている。

現在のところ、以下の規格委員会を設置し活動を行っている。

表2－規格委員会とその所掌範囲等（概要）

規格委員会名	対応する法律・規則	技術基準の所掌範囲
圧力容器規格委員会	高圧ガス保安法 特定設備検査規則	圧力容器等に係る設計、材料、製造、試験、検査等
移動容器規格委員会	高圧ガス保安法 容器保安規則	容器及び附属品に係る設計、製造、検査等
高圧ガス規格委員会	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 液化石油ガス保安規則 コンビナート等保安規則	高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、消費等に係る取り扱い、これらに係る設備、施設等の設計、施工、維持管理等
冷凍空調規格委員会	高圧ガス保安法 冷凍保安規則	冷凍空調設備の設計、製造、試験、検査、設置、運転、維持管理等
液化石油ガス規格委員会	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	供給設備、消費設備、液化石油ガス器具、充てん設備、検査機器等に係る設計、製造、施工、維持管理等
供用適性評価規格委員会	高圧ガス保安法 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	供用中の圧力容器、配管等の圧力設備及び支持構造物等に関する減肉、クリープ等の損傷の評価、供用可能期間の評価等

なお、本申請に係る高圧ガス保安協会技術基準の調査審議については、高圧ガス規格委員会の所掌となっている。

2.2.2 規格委員会（高圧ガス規格委員会）メンバー構成

第Ⅲ期：平成23年9月1日～平成26年8月31日

平成24年2月16日現在のメンバー構成は次のとおり。

表3－高圧ガス規格委員会

(敬称略・順不同)

業種分類	氏名	所属・役職等
学識経験者	木村 雄二	工学院大学 常務理事 工学部 環境エネルギー化学科 教授
学識経験者	大谷 英雄	横浜国立大学 大学院 環境情報研究院 教授
学識経験者	土橋 律	東京大学 大学院 工学系研究科 教授
学識経験者	堀口 貞茲	(独)産業技術総合研究所 安全科学研究部門爆発利用・産業保安研究グループ テクニカルスタッフ
学識経験者	三宅 淳巳	横浜国立大学 大学院 環境情報研究院 教授
学識経験者	駒田 広也	(財)電力中央研究所 名誉研究顧問
ガス製造事業者 (石油精製・石油化学分野)	渡辺 要	日陽エンジニアリング(株) 水島支店 副支店長
ガス製造事業者 (石油精製・石油化学分野)	石塚 静夫	JX日鉱日石エネルギー(株) 製造技術本部 製造部 副部長
ガス製造事業者 (石油精製・石油化学分野)	小林 英信	三菱化学(株) 理事 設備技術部長
ガス製造事業者 (石油精製・石油化学分野)	綱島 宏	三井化学(株) 生産・技術本部 エンジニアリング部 部長
ガス製造事業者 (産業ガス分野)	三宅 博之	大陽日酸(株) 技術本部 環境保安統括部長
ガス製造事業者 (産業ガス分野)	加藤 保宣	エア・ウォーター(株) 保安推進部長
ガス製造事業者 (液化石油ガス分野)	荻原 一裕	アストモスエネルギー(株) 企画本部 技術主幹
ガス販売事業者	小澤 正	(株)巴商会 環境安全本部 本部長
エンジニアリング 事業者	岩本 博之	千代田化工建設(株) 品質管理部長
エンジニアリング 事業者	志賀 啓介	新興プランテック(株) 技術本部 材料・溶接技術部 部長
エンジニアリング 事業者	山崎 進	東洋エンジニアリング(株) 空間エンジニアリング部 部長
検査機関	土屋 安治	ガス保安検査(株) 常務取締役 保安検査部長
行政機関	吉澤 武志	茨城県 商工労働部 産業技術課 産業保安室 係長
行政機関	山崎 俊雄	新潟県 防災局 消防課 課長補佐

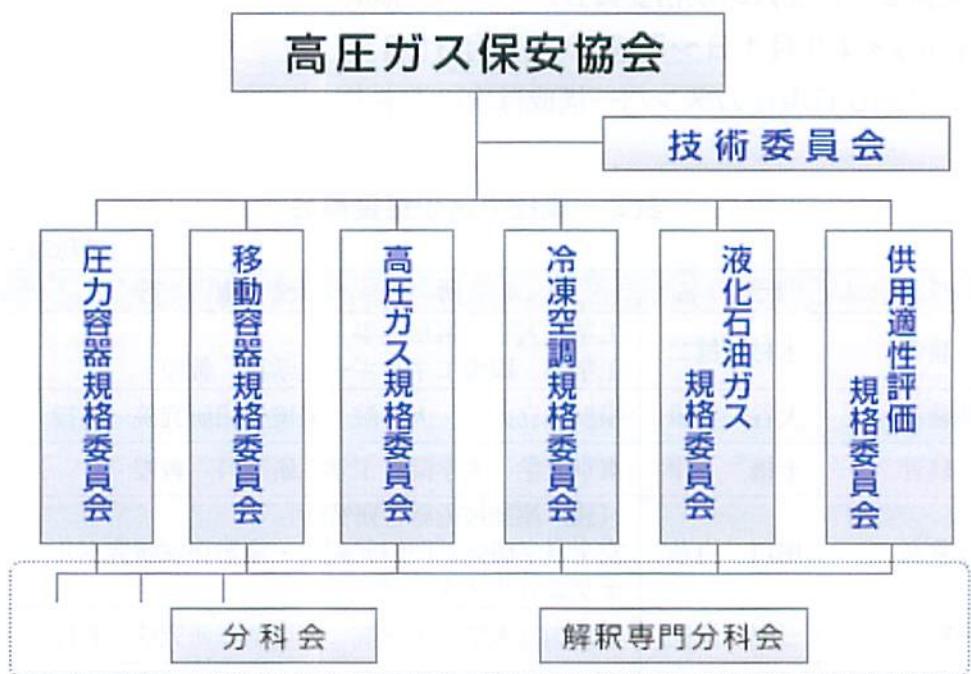


表4－岩盤備蓄基地に係る保安検査基準等検討分科会

(敬称略・順不同)

業種分類	氏名	所属・役職等
学識経験者	駒田 広也	(財)電力中央研究所 名誉研究顧問
学識経験者	稲田 善紀	愛媛大学名誉教授
学識経験者	小野 勇司	元高压ガス保安協会
学識経験者	阪田 祐作	岡山大学名誉教授 研究推進産学官連携機構 参与
学識経験者	徳永 朋祥	東京大学大学院 新領域創成科学研究科環境システム学 教授
ガス製造事業者 (石油精製・石油化学分野)	渡辺 要	日陽エンジニアリング(株) 水島支店 副支店長
ガス製造事業者 (液化石油ガス分野)	荻原 一裕	アストモスエネルギー(株) 企画本部 技術主幹
設備製造者 (岩盤貯槽分野)	阿子島孝雄	鹿島建設株式会社 土木管理本部 土木工務部 専任部長
設備製造者 (岩盤貯槽分野)	天野 悟	株式会社大林組 生産技術本部 トンネル技術部 副部長
設備製造者 (岩盤貯槽分野)	征矢 雅宏	清水建設株式会社 土木技術部 設計第二部 設計技術グループ 副部長
設備製造者 (岩盤貯槽分野)	領家 邦泰	大成建設株式会社 土木本部 土木技術部 トンネル技術室 参与
エンジニアリング 事業者	近藤 徹	千代田化工建設株式会社 波方プロジェクトチーム
エンジニアリング 事業者	藤林 芳和	日揮株式会社 産業・国内プロジェクト本部 備蓄・燃料設備グループ
行政機関	浮田 陽一	愛媛県 県民環境部防災局 消防防災安全課 係長
行政機関	大田 修	岡山県 消防保安課 総括副参事

3 高圧ガス保安協会技術基準の策定手続きについて定めた文書

3.1 技術委員会規程

資料 1 参照

3.2 規格委員会規程

資料 2 参照

3.3 技術基準策定手順書

資料 3 参照

4 作成期間及び作成委員会の審議の経緯

4.1 作成期間

委員会での審議開始からプロセスレビュー終了までの期間

平成 19 年 6 月 27 日（木）～平成 24 年 6 月 19 日（火）

4.2 審議の経過及び委員会開催状況

委員会の開催状況は次のとおり。

平成 19 年 2 月 28 日（水）JOGMEC から共同規格制定の申し込み

平成 19 年 3 月 29 日（木）規格委員会において分科会の設置承認

平成 19 年 6 月 27 日（木）第 1 回分科会開催

平成 19 年 8 月 30 日（木）第 2 回分科会開催

平成 19 年 10 月 31 日（水）第 3 回分科会開催

平成 19 年 12 月 20 日（木）第 4 回分科会開催

平成 21 年 6 月 25 日（水）第 1 回分科会開催

平成 21 年 11 月 18 日（水）第 2 回分科会開催

平成 22 年 12 月 20 日（月）第 1 回分科会開催

平成 23 年 2 月 23 日（水）第 2 回分科会開催

平成 23 年 7 月 1 日（金）書面投票により可決

平成 23 年 7 月 22 日（金）規格委員会にて説明

平成 24 年 1 月 24 日（火）規格委員会にて審議

平成 24 年 3 月 15 日～3 月 29 日 書面投票 可決

平成 24 年 3 月 15 日～3 月 29 日 技術委員会テクニカルレビュー 意見なし

平成 24 年 4 月 23 日～5 月 23 日 パブリックコメント 意見なし

平成 24 年 4 月 23 日～5 月 23 日 技術委員会テクニカルレビュー 意見なし

平成 24 年 5 月 23 日～6 月 4 日 異議申立 異議なし

平成 24 年 6 月 5 日～6 月 19 日 技術委員会プロセスレビュー 意見なし

分科会及び委員会議事録 資料 4 参照

5 高圧ガス保安法省令及び既存検査規格との関係を示した資料

資料 5 参照

6 パブリックコメント等の意見の内容とその対応をまとめた資料

実施期間 平成 24 年 4 月 23 日～5 月 23 日

パブリックコメントにおける意見はなかった。

7 技術基準で要求される性能との項目上の対応を示した資料

資料 6 を参照

8 既存検査規格に定められている検査方法と、提案された検査規格に定められた検査方法

の異同が一覧となってまとめられている対照表

資料 5 を参照

9 既存資料と異なる検査方法について、その技術的妥当性を照明する資料

液化石油ガス岩盤貯槽基地は、既存のコンビ則の保安検査基準の適用を受けるが、コンビ則第5条第1項第64号の2に規定されている下記の項目については記載されていない。

- イ. 水と液化石油ガスの境界面を測定する計器（以下「界面計」という。）の設置
- ロ. 水封機能を維持するための措置
- ハ. 腐食の恐れのある金属管には、腐食を防止するための措置
- 二. 金属管の破損により液化石油ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置
- ホ. 金属管の地上部分の破損を防止するための措置

岩盤貯槽特有項目の保安検査基準及び解説の詳細については資料7を参照

9.1 界面計

9.1.1 保安検査基準

5.1.3 界面計

液化石油ガス岩盤貯槽に設けられた界面計に係る検査は目視検査及び精度検査とし、次による。

5.1.3.1 目視検査

外観¹⁾に破損、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。

注¹⁾ 外観には、位置、方向等を含み、地上部で目視可能な部分に限定して実施する。

5.1.3.2 精度検査

複数の界面計の指示値の差が許容差以内であることを1年に1回確認する。

超音波式界面計は各反射板までの伝播時間を測定し、これを距離に換算した値と設定値を比較し、両者の差が許容差以内であることを1年に1回確認する。

9.1.2 対象となる設備、機器の概要

超音波式液面計は、底部に受信機能を備えた超音波発信器（以下、超音波センサーという）を設置し、液面（界面）からの反射波の到達時間を計測して液面の位置を測定するものである。また、振動式液面計は、貯槽内に振動センサー（界面用は導電率式センサー）をアレイ状に配置し、センサーの位置に液面（界面）が達すれば振動数（導電率）が変化することを利用して液面（界面）の位置を検知するものである。

超音波式液面計は任意の液面を検知し、振動式液面計は設定された固定液位を検知するものである。岩盤貯槽の日常の液位管理は超音波式液面計で行い、振動式液面計は設定液位における警報計として使用する。

超音波式液面計は、超音波の伝播速度は液の密度により異なるので、補正機能を有したものとなっており、下部に超音波センサーがある液面計測筒と下部に超音波センサー

があり途中は複数の反射板を備えた補正筒で構成されている。補正筒の反射板の位置は固定されており、超音波センサーと各反射板との距離は固定値としてあらかじめ計測されている。

超音波式液面計・界面計及び振動式液面計・導電率式界面計の設置概要を図 超音波式液面計及び振動式液面計設置概要図に示す。

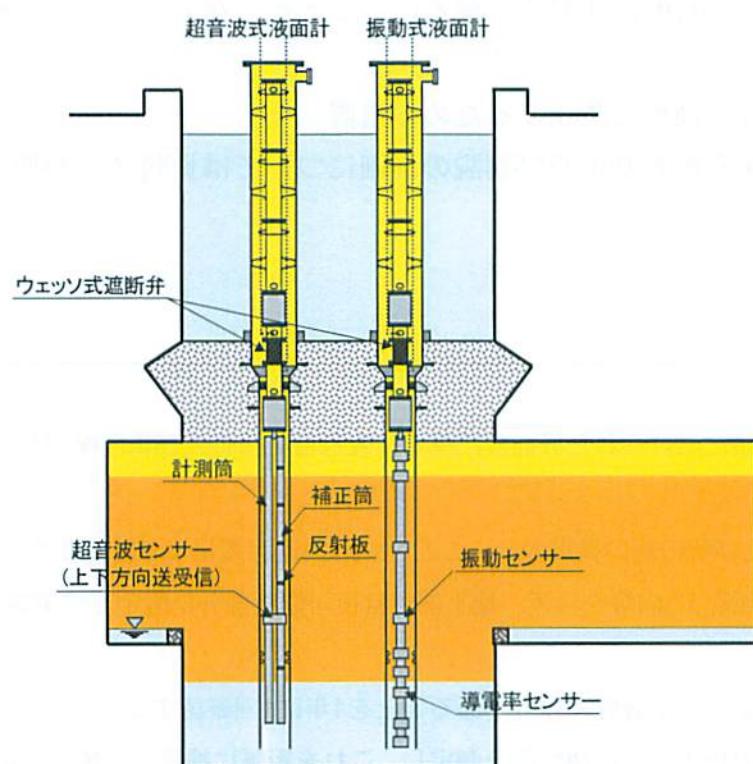


図 超音波式液面計及び振動式液面計設置概要図

9.2 水封機能を維持するための措置

9.2.1 保安検査基準

7 水封機能を維持するための措置

水封機能を維持するための措置に係る検査は目視検査、作動検査とし、7.1 及び 7.2 による。

水封機能の検査は、7.3 による。

7.1 目視検査

水封機能を維持するための措置に係る設備の外観²⁾に腐食、損傷、変形及びその他の異常がないことを 1 年に 1 回目視により確認する。

7.2 作動検査

水封水供給ポンプ及び底水排水ポンプの起動、停止機能について、1 年に 1 回作動させ、確実に作動することを確認する。

7.3 水封機能の検査

水封機能が維持されていることを下記項目について 1 年に 1 回確認する。

- a) 地下水位が限界地下水位以上であること。
- b) 淌水量が設計湧水量以下であること。
- c) 間隙水圧が管理値以上であること。

9.2.2 対象となる設備、機器の概要

水封式岩盤貯槽は、岩盤貯槽周辺の地下水圧を貯槽内圧以上に高く保持することで、岩盤貯槽内の液化石油ガスを封じ込めて気密性を保持している。水封方式には、自然水封方式と人工水封方式があり、通常は、液化石油ガスのように蒸気圧が大気圧より高いものを貯蔵する場合は、人工水封方式を採用することが多く、波方基地、倉敷基地でも人工水封方式を採用している。人工水封方式は、人工水封設備(水封トンネル及び水封ボーリング)を設け、水封水を供給することで貯槽周辺での必要な地下水圧(間隙水圧により評価)を保持し、水封機能の維持を図るものである。

この水封機能が維持されていることの確認は岩盤貯槽の管理において最も重要な項目の一つで、貯槽空洞の安定性、耐圧性能、気密性能についても、水封機能の維持を確認することにより評価される。

水封機能は、岩盤貯槽周辺の間隙水圧を保持することにより維持される。水封トンネル及び水封ボーリングは、岩盤貯槽周辺の間隙水圧を維持する設備として設置されるものであり、水封水供給設備等はこれらに水封水を供給する付帯設備として設置される。

水封機能を維持するための措置に係わる設備には、水封水供給設備、底水排水設備及び運転監視設備がある。

9.3 腐食の恐れのある金属管には、腐食を防止するための措置

9.3.1 保安検査基準

6.11 金属管の腐食防止措置

腐食防止措置として電気防食を採用した場合の検査は、目視検査、非破壊検査及び電位測定とし、

6.11.1、6.11.2 及び 6.11.3 による。

6.11.1 目視検査

a) 腐食防止措置に係る設備の外観（取り付け位置を含む）に腐食、損傷、変形及びその他の異常

¹⁾がないことを 1 年に 1 回目視により確認する。

b) 金属管の気液界面近傍における外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常がないことを 1 年に 1 回目視により確認する。

c) 配管竖坑内金属管の水没部における外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常がないことを 10 年 ²⁾以内に 1 回目視 ³⁾により確認する。ただし、b)の目視検査で異常があったときも、その都度確認する。

注 ¹⁾ 目視で検査可能な部分に限定して実施する。

注 ²⁾ 10 年以内に 1 回の検査周期（時期）については附属書 B による。

注 ³⁾ 水中ビデオカメラ等により目視で検査可能な部分に限定して実施する。

6.11.2 非破壊検査

金属管の腐食による減肉及び欠陥を適切な非破壊検査方法で 10 年以内に 1 回検査する。ただし、

6.11.1、b)の目視検査で異常があったときも、その都度行う。

6.11.3 電位測定

電位を 1 年に 1 回測定し、確認する。

9.3.2 対象となる設備、機器の概要

金属管（金属管サポート架構を含む）の腐食防止措置としては、材料に耐腐食性に優れているステンレス鋼を使用するとともに電気防食が採用されている。また、工事期間中の腐食防止を目的として、金属管の表面には 2000μm のコーティングが施されている。

9.3.3 水中部の目視検査及び非破壊検査周期を 10 年以内とした理由

金属管及び金属管サポート架構は耐腐食性に優れた材質の SUS316 系を使用するとともに電気防食を行っているので基本的には腐食環境には無いといえる。

参考にできる例として、フランスの液化石油ガスの岩盤貯槽における金属管は炭素鋼 + 電気防食であるが、検査は 10 年毎に検査機関と打合せの上、代表的な金属管を検査し、異常がなければ、その他の金属管は次回の検査としている。次回の検査では、前回検査していないものを優先して選定し、検査を実施している。

なお、我が国の原油における岩盤タンクの金属管は SUS316 であるが、危険物の規制に関する政令第 8 条の 4 第 2 項第 2 号における岩盤タンクの保安検査時期を 10 年以内と

している。

液化石油ガス岩盤貯槽の金属管等は、上記の他事例より腐食しにくくことから健全性の検査は、10年以内毎に全線にわたる目視検査及び肉厚測定を実施することとした。なお、腐食環境としては最も厳しい箇所と考えられる配管堅坑内の気液界面近傍を1年に1回検査し、異常が認められた場合には全線にわたる検査を実施することとした。

9.4 金属管の破損により液化石油ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置

9.4.1 保安検査基準

6.12 金属管の漏えい遮断措置

金属管の破損により液化石油ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置としてのフェールセーフバルブに係る検査は目視検査、漏れ検査及び作動検査とし、6.12.1、6.12.2 及び 6.12.3 による。

6.12.1 目視検査

フェールセーフバルブの地上部設備の外観¹⁾に異常がないことを1年に1回目視により確認する。

注¹⁾ 外観には地上部の油圧発生設備等の取付位置、構造を含み、目視で検査可能な部分に限定して実施する。

6.12.2 作動検査

作動検査は、作動域全域について遠隔操作にて正常に作動することを1年に1回確認する。ただし、漏れ検査を行わない年の検査においては、フェールセーフバルブの作動油圧の圧力を低下させた後に、金属管上部を開放し金属管上部の圧力が低下することを確認することにより作動検査の代替とすることができる。

6.12.3 漏れ検査

漏れ検査は、保安上支障のない漏れ量以下であることを5年以内に1回確認する。

9.4.2 対象となる設備、機器の概要

図に示すように金属管の漏えい遮断措置としてフェールセーフバルブを設置し、配管堅坑プラグ又はその下部の位置で遮断する方法が採用されている。フェールセーフバルブは油圧を駆動源とした遮断弁で、海外の液化石油ガス岩盤貯槽で多くの実績がある。

フェールセーフバルブには二型式あり、金属管が底水排水槽に達している液化石油ガス受入管、液化石油ガス拵出用金属管、液面・界面計用金属管及び液面・界面警報計用金属管にはウェッソ式フェールセーフバルブが、金属管が配管堅坑プラグの下部までのベント管、バージ管及びガス圧力計測管にはハリバートン式フェールセーフバルブが使

用されている。両方式とも油圧をかけることにより開となり、油圧を抜くと閉となる。底水排水用金属管及び計測管にはフェールセーフバルブが設置されないが、これらの金属管の下部は底水排水槽に潜没して下部で水シールされる構造となっており、配管堅坑プラグ上部で損傷が生じても、金属管内を底水が上昇して水シールが維持されるので、フェールセーフバルブがなくても液化石油ガスが漏えいすることはない。

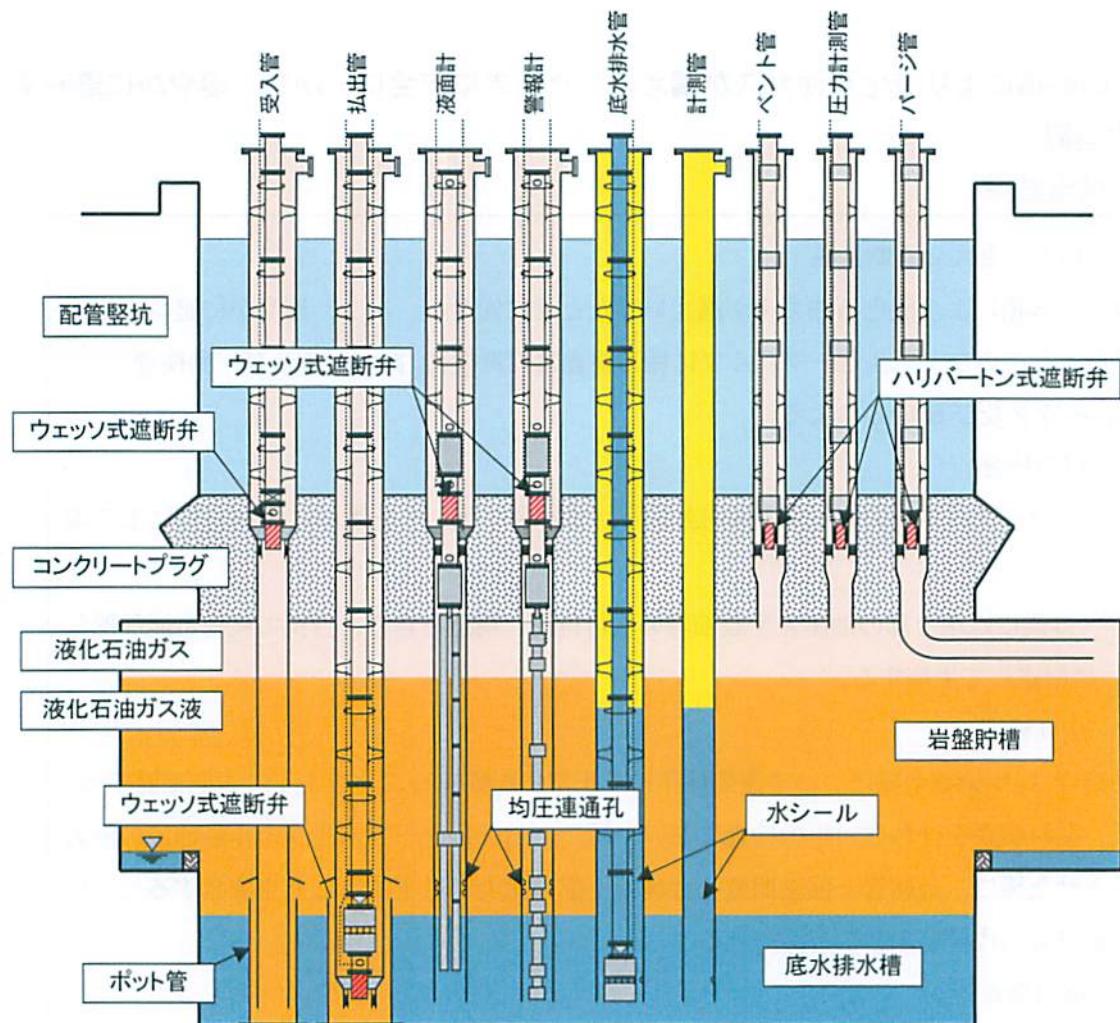


図 遮断弁の位置及び水シールの状況(貯槽の状態は貯蔵時の底水排水運転時)

9.5 金属管の地上部分の破損を防止するための措置

9.5.1 保安検査基準

6.13 金属管地上部分の破損防止措置

金属管地上部分の破損を防止するための措置に係る検査は目視検査とし、設備¹⁾の外観²⁾に破損、変形、劣化損傷等の異常がないことを1年に1回目視により確認する。

注¹⁾ 破損を防止するための措置に係る設備には、防護構、つり荷の落下防止器具（常設の器具がある場合）、車両止めがある。

注²⁾ 外観には取付位置、構造を含み、目視で検査可能な部分に限定して実施する。

9.5.2 対象となる設備、機器の概要

金属管地上部分の破損防止措置は、破損した場合に液化石油ガスが漏えいする可能性のある配管及び液化石油ガスが漏えいしたときに安全に速やかに遮断するための設備を外的要因による破損から防護することを目的としている。

これらを踏まえ、配管堅坑上部の金属管、金属管から地震防災遮断弁までの接続配管及び金属管上部に設置される計器本体を包含する範囲を対象として、金属管地上部分の破損防止措置を講じている。

金属管の地上部分が外的要因により破損する場合としては、メインテナンス作業時におけるクレーン作業での吊り荷の落下等の上部要因と、クレーン車等の工事車両の接触等の側面要因が考えられる。

10 上記の他、検討項目を満たしていることを証する資料

資料7を参照

高圧ガス保安協会 技術委員会規程

平成 17 年 9 月 13 日 制 定

平成 20 年 1 月 29 日 最終改正

(適用)

第1条 本規程は、高圧ガス保安協会定款（以下「定款」という。）第6章に基づき設置される技術委員会（以下「委員会」という。）の組織の運営等について規定する。

(委員会)

第2条 委員会は、30名以内の技術委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のある場合において委員長を代行する。

(委員会の権限)

第3条 委員会は、高圧ガス保安協会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）の業務のうち次の各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 高圧ガスの保安に関する技術的事項についての経済産業大臣への意見具申に關すること
- (2) 技術上の基準及び規格に係る省令の制定、改廃に関する経済産業大臣への答申に關すること
- (3) 高圧ガスの保安を推進するために必要な技術基準の作成に係る基本方針に關すること
- (4) 定款第6章の2に規定する規格委員会の設置及び廃止に關すること
- (5) 規格委員会の審議過程の適正性の確認（以下「プロセスレビュー」という。）、及び第3号の技術基準の技術的評価（以下「テクニカルレビュー」という。）に關すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、高圧ガスの保安に関する技術的重要事項

2 委員会は、前項に規定する事項について会長に対して意見を述べることができる。

(委員の任命)

第4条 委員は、高圧ガスの保安に関する技術的な事項に関し学識経験を有する者のうちから、会長が任命する。ただし、規格委員会の委員長については技術委員に任命されなければならないものとする。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、再任することができる。

2 一の任期途中で任命された委員の任期は、当該任期の残任期間とする。

(委員の活動)

第6条 委員は、別に定める委員等倫理心得を遵守するとともに、第3条第1項各号に掲げる事項について委員会で調査審議するために必要な活動を行う。

2 委員は、規格委員会の活動の評価並びにプロセスレビュー及びテクニカルレビューを委員個人として行い、必要に応じて規格委員会に対して説明を求めることができる。

3 委員は、自らが行った規格委員会の活動の評価並びにプロセスレビュー及びテクニカルレビューに関する規格委員会の説明及び対応について、委員会の決議を求めることができる。

(委員会の開催)

第7条 委員会は委員長が招集し、原則として年4回開催する。

2 委員長は、審議事項とその内容に応じて、臨時に委員会を開催することができる。

3 委員は、委員会での審議を必要とする議案があるときは、委員長に書面により提出し、必要に応じて説明資料を添付する。委員長は、委員より議案の提出があった時は、これを委員会に付議しなければならない。

4 委員長は、委員会の開催に当たっては、開催日時及び場所並びに主要議題を15日以上前に委員に連絡するとともに、必要に応じて説明資料を事前に送付する。

(会議)

第8条 委員会の定足数は、委員の数の過半数とする。

2 委員会は、原則公開とする。ただし、委員長は議案の内容を勘案して公開す

ることが適当でないと判断するときは、非公開とすることができます。

- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に意見を求めることができる。
- 4 委員会事務局は、審議の経過を追跡可能な様式で議事録を作成し、保管しなければならない。
- 5 委員会においてテープ他の機器を用いて録音を行うことは、委員会事務局が議事録を作成する目的で行う場合以外には、原則として認めない。

(議事録等)

第9条 委員会は、会議を開催したときは、次回の会議において議事録を承認しなければならない。

- 2 前項の承認は、第11条の決議をする。
- 3 委員会事務局は、委員会が承認した議事録及び当該会議の資料を公衆ができるだけ容易に利用できる形式で公開しなければならない。ただし、委員会の判断により公開することが適当でないとされた場合はこの限りではない。
- 4 委員会事務局は、議事録案について会議に出席した委員全員が書面で確認することにより、次回の会議に先立ち前項に準じて議事録案を公開することができるものとする。

(ワーキンググループ)

第10条 委員会は、委員会運営を円滑に行うため、必要に応じて、特定の議題について検討を行うワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの運営に関する事項の詳細は、別に定める。

(決議)

第11条 委員長は、委員会において議案の決議を行う場合、十分な意見交換が行われたことを確認し、出席委員の数の過半数の同意を得て採決を行う。

- 2 採決は挙手によることとし、出席委員の数の過半数の賛成により、これを可決の決議とする。
- 3 委員が規格委員を兼ねる場合には、当該委員は当該規格委員会に関連する第3条第1項第5号の議案の採決に加わることはできない。この場合、当該委員の数は前項の出席委員の数には含まない。

(異議申し立て)

第12条 委員は、委員会により可決又は否決された決議について異議のある場合に、委員会に対し再考することを要求することができる。

- 2 委員会は異議申し立てのあった場合、当該異議申し立てを行った委員に説明をする機会を与えなければならない。

- 3 異議申し立てを行う委員は、委員会が決議を行った日から 20 日以内に異議のあることを委員会に書面で表明し、その理由及び委員会が再考すべき議案について明確にしておかなければならない。
- 4 異議申し立てに関する決議については、委員の数の過半数が賛成する決議を要する。この場合、委員長は必要に応じて書面による採決を行うことができる。
- 5 異議申し立てに関する決議に対して、再度異議申し立てを行うことはできないこととする。

(委員の辞任等)

- 第13条** 委員は、その任期中に会長に自ら辞意を表明し、その職を辞することができます。
- 2 委員は、委員会の活動に障害を与えるような行為を行った場合、委員会からの意見を踏まえ、会長によりその職を解かれことがある。
 - 3 委員会が前項の意見を会長に伝えるためには、委員の数の過半数が賛成する決議を要する。この場合、委員長は必要に応じて書面による採決を行うことができる。
 - 4 委員は、自らが審議の対象となる場合には、前項の決議のための採決に加わることはできないこととする。

(事務局)

- 第14条** 委員会運営に関する事務は、高圧ガス保安協会総合企画部が行う。
- 2 委員会事務局は、会議が開催されたときは、開催の日から 10 日以内に議事録案等により可決又は否決された全ての決議について各委員に通知しなければならない。

(規程の制定、改定又は廃止)

- 第15条** 本規程の制定、改定又は廃止は、委員の数の過半数が賛成する決議を経た後、会長が行う。この場合、委員長は必要に応じて書面による採決を行うことができる。

附 則

この規程は、平成 17 年 9 月 13 日から実施する。（平成 17 年 9 月 13 日技術委員会承認）

平成 10 年 7 月 1 日改正及び施行の技術委員会規程は廃止する。

附 則

この改正は、平成 20 年 1 月 29 日から実施する。

高圧ガス保安協会 規格委員会規程

平成17年9月13日 制 定
平成20年1月29日 最終改正

(適用)

第1条 本規程は、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）定款第6章の2に基づき設置される規格委員会（以下「委員会」という。）の組織の運営、技術基準の策定手順等について規定する。

(委員会)

第2条 委員会は、技術委員会規程第3条第1項第4号及び技術委員会の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、設置されるものとする。

- 2 一の委員会は、30名以内の規格委員（以下「委員」という。）をもって組織する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 5 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のある場合において委員長を代行する。

(委員会の権限)

第3条 委員会は、協会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、かつ基本方針に基づき、本協会の業務のうち高圧ガスの保安を推進するために必要な次の技術基準の作成に関することについて調査審議するものとする。

- (1) 規格 (KHK Standards)
- (2) 質疑応答・運用解釈 (KHK Interpretations)
- (3) 技術文書 (KHK Technical Documents)

(技術基準策定手順)

第4条 前条に掲げる技術基準の作成にかかる手順の詳細については、本規程に定めるものの他、各委員会が定める技術基準策定手順書（以下「技術基準策定手順書」という。）に従うものとする。

- 2 技術基準策定手順書は、本規程に定める各規定を満たすように定めなければ

ならない。

(委員の任命)

第5条 委員は、高圧ガスの保安に関する技術的な事項に関し学識経験を有する者のうちから、会長が任命する。

- 2 同一の組織からの委員（大学の教員等を除く。）は2名以下としなければならない。
- 3 任命は、第8条の業種分類を明らかにして行うものとする。

(委員の任期等)

第6条 委員の任期は3年とする。ただし、再任することができる。

- 2 一の任期途中で任命された委員の任期は、当該任期の残任期間とする。

(委員の辞任等)

第7条 委員は、その任期中に会長に自ら辞意を表明し、その職を辞することができます。

- 2 委員は、委員会の活動に障害を与えるような行為を行った場合、委員会からの意見を踏まえ、会長によりその職を解かれることがある。
- 3 委員会が前項の意見を会長に伝えるためには、委員の数の過半数が賛成する決議を要する。
- 4 委員は、自らが審議の対象となる場合には、前項の決議のための採決に加わることはできないこととする。

(委員の業種分類等)

第8条 委員は、各委員の所属する組織の業種に応じて、委員会毎に定める業種分類のうちいずれかに分類されるものとし、同一業種の委員の数は委員の数の3分の1を超えないものとする（以下「業種バランス」という。）。

- 2 委員の所属が変更となった場合又は他の理由により委員の業種分類に変更のあるときは、委員は会長にその旨報告しなければならない。
- 3 会長は前項の報告を受けた場合委員会に通知し、委員会は業種バランスを考慮して以下のいずれかの決議を行い、会長に報告しなければならない。
 - (1) 当該委員の再任命の要望
 - (2) 委員の交代又は削減の要望
- 4 委員がコンサルタント等の独立した業種の場合は、当該委員の専門分野を考慮して分類するものとする。
- 5 委員会は、第1項の業種分類について、技術基準策定手順書に定めるものとする。

(委員会の活動)

第9条 委員会は、第3条の調査審議をするために、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 基本方針及び技術基準策定手順書に従って技術基準の制定、改廃を審議すること
- (2) 各技術基準は制定、改正又は確認の日から少なくとも5年を経過する日までに最新の技術的知見に基づいたものか等の全体的な確認を行うこと
- (3) 委員長が技術委員会に提案する基本方針の改定案に関して意見をまとめること
- (4) 必要に応じて、技術基準原案の作成等を行う分科会を設置すること
- (5) 規格等の質疑応答・運用解釈の作成等を行う解釈専門分科会を設置すること
- (6) 委員会の運営を円滑に行うために、必要に応じて、特定の議題について検討を行うワーキンググループを設置すること
- (7) 技術委員会規程第6条第2項に定める評価及びレビューについて、技術委員の求めに応じて説明を行うこと
- (8) 関連する海外及び国内の法令・規格・基準等について調査・検討すること
- (9) 規格の制定が社会に与える影響等を調査・検討すること
- (10) 他の標準化団体等と協力して規格作成を行うこと
- (11) 協会の技術基準の普及促進のための講習会等へ派遣する講師について会長に推薦をし、必要に応じて技術基準に関する説明資料を検討すること
- (12) 前各号に掲げるもののほか、委員会が目的を達成するために適当と判断した活動

(委員の責務)

第10条 委員は、別に定める委員等倫理心得を遵守するとともに、第3条の調査審議及び前条の活動を行うため、専門的知識を委員個人として委員会の活動に供与しなければならない。

(委員の代理者)

第11条 委員はやむを得ず委員会を欠席する場合、同一業種の者を委員の代理者として指名することができる。なお、委員の代理者が委員会に出席する場合は、委員長の承認を必要とする。

- 2 委員の代理者は、前条の委員の責務を負うことに同意しなければならない。
- 3 委員の代理者は、第19条に定める書面投票による採決には参加することはできない。

(アドバイザー)

第12条 委員長は、特定の議案の検討を行うに当たり、委員又は分科会委員以外の者であって必要とされる専門知識を有する者をアドバイザーとして、指名することができる。

- 2 アドバイザーは、委員長の指名を受け、会長が任命する。
- 3 アドバイザーに関する詳細は、技術基準策定手順書に定めるものとする。

(委員会の開催)

第13条 委員会は委員長が招集し、原則として年1回以上開催する。

- 2 委員長は、委員会の開催に当たっては、開催日時及び場所並びに主要議題を15日以上前に委員に連絡するとともに、必要に応じて説明資料を事前に送付する。

(会議)

第14条 委員会の定足数は、委員（委員代理者を含む。）の数の過半数とする。

- 2 委員会は原則公開とする。ただし、人事に関する議案等で委員長が公開することが適当でないと判断した議案については非公開とすることができます。
- 3 委員会の開催に際しては、開催日時及び場所を公衆が容易に知りうる方法で15日以上前に公表しなければならない。
- 4 会議において委員（委員代理者を含む。）以外の者から意見を述べたいとの申し出のある時は、委員長は委員会の運営に支障がないと判断する場合は、これを認めることができる。
- 5 委員会は議事録を作成しなければならない。議事録は、審議の経過を追跡可能な様式で記録し、保管しなければならない。
- 6 委員会においてテープ他の機器を用いて録音を行うことは、委員会事務局が議事録を作成する目的で行う場合以外には、原則として認めない。
- 7 委員長は、会議に出席する全ての者に、委員等倫理心得を理解するよう求め、必要に応じて説明を行う。

(ワーキンググループ)

第15条 委員会は、委員会運営を円滑に行うため、必要に応じて、特定の議題について検討を行うワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの運営に関する事項の詳細は、技術基準策定手順書に定めるものとする。

(分科会)

第16条 委員会は、技術基準（質疑応答・運用解釈を除く。）の制定、改正又は廃止するための原案の作成等を行うため、必要に応じて、分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、5名以上の分科会委員をもって組織する。
- 3 分科会委員は、各分科会委員の所属する組織の業種に応じて、委員会毎に定める業種分類のうちいずれかに分類されるものとし、一つの業種に属する分科会委員が分科会委員の数の2分の1を超えない範囲（以下「分科会業種バランス」という。）で、委員会の承認を得て、会長が任命する。ただし、同一の組織からの委員（大学の教員等を除く。）は2名以下としなければならない。
- 4 分科会委員の任期は、技術基準策定手順書に定めるものとする。
- 5 分科会に主査及び副主査を置く。
- 6 主査は、委員長の指名により定め、副主査は分科会委員の中から主査が指名する。
- 7 主査は、特定の議題の検討を行うに当たり、委員又は分科会委員以外の者であって必要とされる専門知識を有する者の中から、分科会業種バランスを考慮し、分科会特任委員を指名することができる。分科会特任委員は、主査の指名を受け、会長が任命する。
- 8 分科会委員の中には、少なくとも1名の委員が含まれなければならない。
- 9 主査は、分科会の会務を総理する。
- 10 副主査は、主査を補佐し、主査に事故のある場合において主査を代行する。
- 11 分科会の会議は主査が招集し、原則公開とする。
- 12 分科会の運営に関する事項の詳細は、技術基準策定手順書に定めるものとする。

（アソシエート）

第17条 委員会又は分科会は、委員会又は分科会の活動に常時参加することを希望する者をアソシエートとして登録することができる。

- 2 同一の組織からのアソシエートは、委員会又は分科会ごとに1名とする。
- 3 アソシエートの登録は、委員会又は分科会の決議を要する。なお、委員長又は主査は、委員又は分科会委員の数及び登録済みのアソシエートの数を考慮して、新たにアソシエートを登録することにより委員会又は分科会の運営に支障を生じるおそれがあると判断するときは、その登録を制限することができる。
- 4 アソシエートに関する詳細は、技術基準策定手順書に定めるものとする。

（解釈専門分科会）

第18条 委員会は、規格等の質疑応答・運用解釈を作成する必要がある場合には、解釈専門分科会を設置しなければならない。

- 2 解釈専門分科会は、5名以上の解釈専門分科会委員をもって組織する。
- 3 解釈専門分科会委員は、委員会の承認を得て、会長が任命する。ただし、同一の組織からの委員（大学の教員等を除く。）は2名以下としなければならない。
- 4 解釈専門分科会委員の任期は、技術基準策定手順書に定めるものとする。
- 5 解釈専門分科会に主査及び副主査を置く。
- 6 主査は、委員長の指名により定め、副主査は解釈専門分科会委員の中から主査が指名する。
- 7 主査は、解釈専門分科会の作成した質疑応答・運用解釈について委員会に報告し、委員会の求めに応じて、説明を行わなければならない。
- 8 主査は、特定の分野の質疑応答・運用解釈の検討を行うに当たり、委員又は分科会委員以外の者であって必要とされる専門知識を有する者の中から解釈専門分科会特任委員を指名することができる。解釈専門分科会特任委員は、解釈専門分科会主査の指名を受け、会長が任命する。
- 9 解釈専門分科会委員の中には、少なくとも1名の委員が含まれなければならない。
- 10 解釈専門分科会は、審議の結果、規格等（質疑応答・運用解釈を除く。）の改正を必要とすると判断した場合は、その議案について委員会に上申しなければならない。
- 11 主査は解釈専門分科会の会務を総理する。
- 12 副主査は、主査を補佐し、主査に事故のある場合において主査を代行する。
- 13 主査は、質疑応答・運用解釈の検討を行うため、必要に応じて会議を招集することができる。
- 14 前項の会議を開催する場合は原則公開とする。
- 15 解釈専門分科会の運営に関する事項の詳細は、技術基準策定手順書に定めるものとする。

（議事録等）

- 第19条** 委員会は、会議を開催したときは、次回の会議において議事録を承認しなければならない。
- 2 前項の承認は、次条の決議を要する。
 - 3 委員会事務局は、委員会が承認した議事録及び当該会議の資料を公衆ができるだけ容易に利用できる形式で公開しなければならない。ただし、委員会の判断により公開することが適当でないとされた場合はこの限りではない。
 - 4 委員会事務局は、議事録案について会議に出席した委員（委員代理者を含む。）全員が書面で確認することにより、次回の会議に先立ち前項に準じて議事録案を公開することができるものとする。

5 第1項から前項までの規定は、第15条に定めるワーキンググループ(第3項及び第4項の規定については、ワーキンググループが会議を公開した場合に限る。)、第16条に定める分科会及び前条に定める解釈専門分科会の会議に準用する。この場合、第1項の承認は、原則として次回の会議において行うものとし、第2項の決議については、ワーキンググループにあっては技術基準策定手順書に定める決議の要件、分科会にあっては第21条の決議、解釈専門分科会にあっては第22条の決議を必要とする。

(委員会の決議)

第20条 委員長は、委員会において議案の決議を行う場合、十分な意見交換が行われたことを確認し、出席委員の過半数の同意を得た後、書面投票又は挙手による採決を行う。

2 次の各号に掲げる議案の採決は、書面投票によらなければならない。ただし、次項第6号及び第4項第2号にかかる採決はこの限りではない。

(1) 規格の制定、改正又は廃止

(2) 前号に掲げるものの他、委員会が書面投票による採決を行うことを決議した議案

3 書面投票による採決は、次の手順による。

(1) 書面投票は委員の数の5分の4以上の投票により成立する。

(2) 投票は、賛成、コメント付き賛成、反対する理由を明らかにしての反対(以下「意見付き反対」という。)、棄権又は投票除外のいずれかでなければならない。

(3) 前号の投票除外は、議案についての委員個人としての意見と所属する組織の利害関係が相反する場合等で、委員が投票に参加することが不適当であると自ら判断し行うことができる。

(4) 投票期間は15日以上とし、議案により委員会が定める期間とする。

(5) 意見付き反対があった場合は、その内容を全委員に送付し、各委員は反対意見に同意する場合は、自らの投票内容を変更することができる。

(6) 委員会は、コメント付き賛成又は意見付き反対があった場合は、その解決に向けた対応について審議を行わなければならない。

4 書面投票に付された議案に変更を行う場合は、以下による。

(1) 技術的内容の変更を行う場合は、再度書面投票による採決を必要とする。

(2) 編集上の修正を行う場合は、挙手又は書面投票による再度の採決を必要とする。

5 挙手による採決を行う場合、投票は第3項第2号及び第3号に従うこととする。反対投票又はコメント付き賛成を行った委員は、その意見を会議の日から7日以内に書面にて提出しなければならない。なお、当該意見は記録されるものと

する。

6 決議の要件は、以下のとおりとする。

- (1) 規格の制定、改正又は廃止の各原案に関する議案の採決は、委員の数から投票除外の数を減じた数の3分の2以上の賛成により、これを可決の決議とする。
- (2) 前号に掲げる議案以外の採決を行う場合、書面投票による場合は委員の数から投票除外の数を減じた数の過半数の賛成により、挙手による場合は出席委員の数から投票除外の数を減じた数の過半数の賛成により、これを可決の決議とする。

7 委員会の運営を円滑に行うため、委員は意見のあるときはできるだけ決議に先んじて委員会に提出し、委員会が十分な検討を行えるように努めること。

(分科会の決議)

第21条 主査は、分科会において議案の決議を行う場合、十分な意見交換が行われたことを確認し、出席分科会委員の過半数の同意を得て採決を行う。

- 2 分科会主査は、議案の内容を考慮して、会議の場で挙手による採決又は書面投票による採決のいずれかを行うことを決定する。
- 3 採決は、分科会委員の数の過半数の賛成により、これを可決の決議とする。なお、分科会専任委員は、任命を受けた特定の議案に係る採決に限り加わるものとする。
- 4 分科会が委員会に上申することを決議した規格案に関して、分科会委員その他からのコメントで未解決のものがある場合は、そのコメント及び未解決である理由を添えて上申しなければならない。
- 5 分科会の運営を円滑に行うため、分科会委員及び分科会専任委員は意見のあるときはできるだけ決議に先んじて分科会に提出し、分科会が十分な検討を行えるように努めること。

(解釈専門分科会の決議)

第22条 主査は、質疑応答・運用解釈について十分に検討されたことを確認し、書面投票により採決を行う。

- 2 採決は、解釈専門分科会委員及び解釈専門分科会専任委員の全員の賛成により、これを可決の決議とする。なお、解釈専門分科会専任委員は、任命を受けた特定の議案に係る採決に限り加わるものとする。
- 3 解釈専門分科会の運営を円滑に行うため、解釈専門分科会委員及び解釈専門分科会専任委員は意見のあるときはできるだけ決議に先んじて解釈専門分科会に提出し、解釈専門分科会が十分な検討を行えるように努めること。

(パブリックコメント)

第23条 委員会は、規格の制定、改正又は廃止を行う議案を第20条に従い決議した場合又は同条に定める書面投票と同時に、速やかに文書等によりその内容を公表し、パブリックコメントを行わなければならない。この期間は内容を公表した日から1ヶ月以上2ヶ月以内とし、その期間については技術基準策定手順書に定めるものとする。

- 2 パブリックコメントで意見があった場合、委員会は当該意見を審議し、必要に応じて議案の修正案を決議し、その結果を文書等により公表するとともに、意見提出者に連絡しなければならない。
- 3 前項の修正案の決議は、第20条の規定によるものとする。
- 4 修正の結果、技術的内容の変更を行った場合は、再度パブリックコメントを必要とする。この場合、公表する期間については、15日以上とし、その期間については技術基準策定手順書に定めるものとする。
- 5 パブリックコメントの実施に関する事項の詳細は、技術基準策定手順書に定めるものとする。

(レビュー等)

第24条 委員会において審議されている規格の制定、改正又は廃止案については、委員会の書面投票からパブリックコメント終了までの期間技術委員に開示し、テクニカルレビューを受けなければならない。

- 2 委員会において審議されている規格の制定、改正又は廃止案について、前条のパブリックコメントの対応の終了後、それまでの審議過程について、技術委員によるプロセスレビューを受けなければならない。
- 3 第1項のテクニカルレビュー又は前項のプロセスレビューにおいて、技術委員又は技術委員会から委員会に対して説明を求められたときは、これに対応しなければならない。
- 4 第1項のテクニカルレビューの結果、技術委員から意見があった場合、委員会は当該意見について審議し、必要に応じて議案の修正案を決議し、意見を提出した技術委員にこれを連絡しなければならない。
- 5 第2項のプロセスレビューの結果、技術委員から意見があった場合、委員会は当該意見について審議し、必要に応じて再度議案の審議を行った後決議を行い、意見を提出した技術委員にこれを連絡しなければならない。
- 6 第4項及び前項の修正案の決議は、第20条の規定によるものとする。
- 7 修正の結果、第20条第4項第1号の技術的内容の変更を行った場合は、再度パブリックコメント及びテクニカルレビューを必要とする。この場合のパブリックコメントの期間は、前条第4項の規定による。

(異議申し立て)

- 第25条** 何人も委員会、分科会又は解釈専門分科会（以下「委員会等」という。）により可決又は否決された決議について異議のある場合に、委員会に対し再考することを要求することができる。
- 2 委員会は異議申し立てのあった場合、当該異議申し立てを行った者に説明をする機会を与えなければならない。
 - 3 異議申し立てを行う者は、委員会等が行った決議について委員会事務局が公開した日から10日以内に異議のあることを委員会に書面で表明し、その理由及び委員会が再考すべき議案について明確にしておかなければならぬ。
 - 4 委員会は異議申し立ての審議を行う場合、委員長は必要に応じて分科会委員、解釈専門分科会委員又はアドバイザーに意見を求めることができる。
 - 5 異議申し立てに関する決議は、委員の数の3分の2以上が賛成する決議を要する。
 - 6 異議申し立てに関する審議を行う場合、委員会は公開であることが望ましい。ただし、異議申し立てを行った者が公開することを望まない場合を含め、委員長が公開することが適切でないと判断する場合は、これを非公開とする。
 - 7 異議申し立てに関する決議に対して、再度異議申し立てを行うことはできないこととする。

(規格作成の公知)

- 第26条** 規格の作成に当たっては、公衆が容易に知ることができる方法で公表することに努めなければならない。

(事務局の責務等)

- 第27条** 委員会等及びワーキンググループの事務局は、協会において行う。
- 2 協会は、委員会において決議を行った日から10日以内に決議した事項について、公衆ができるだけ容易に利用できる形式で公開しなければならない。
 - 3 協会は、個人、企業、団体等（以下「提案者」という。）から技術基準等の制定、改正又は廃止の提案並びに質疑応答・解釈に関する質問（以下、総称して「提案」という。）を常時受け付ける体制を整備しておかなければならぬ。
 - 4 協会は前項の提案があった場合、これを受け付け、必要に応じて委員長の意見を踏まえて、提案の審議を担当する委員会等のいずれかに付議しなければならない。
 - 5 協会は前項の委員会等が提案に対して行つたいかなる決定も提案者に報告しなければならない。

(規程の制定、改定又は廃止)

第28条 本規程の制定、改定又は廃止は、技術委員会における技術委員の数の過半数が賛成する決議を経た後、会長が行う。

附 則

この規程は、平成17年9月13日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年1月29日から実施する。

技術基準策定手順書
(高圧ガス規格委員会承認平成20年10月30日)

平成18年2月7日 制定
平成20年10月30日 改正

(適用等)

第1条 本手順書は、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）規格委員会規程（以下「規程」という。）第4条に基づき、高圧ガス規格委員会（以下「委員会」という。）における技術基準の作成に係る手順について規定する。

(用語の定義)

第2条 本手順書で使用する用語は、特に定めるものを除き、規程において使用する用語の例によるものとする。

(委員の任命)

第3条 規程第5条第3項の任命は、就任依頼に際し委員予定者の業種分類を明らかにして行うとともに、承諾書受領後に交付する任命状にも当該業種分類を明示しなければならない。

(委員の辞任)

第4条 規程第7条第1項の辞意を表明しようとする者は、次の各号のいずれかの方法により、協会会長にその旨を表明しなければならない。

(1) 様式第1の委員辞任届書の提出

(2) 高圧ガス保安協会技術委員・規格委員専用ウェブサイト（以下「専用ウェブサイト」という。）の届出機能による次に掲げる事項の届出

イ 辞任理由

ロ 辞任年月日

(業種分類)

第5条 規程第8条第5項の技術基準策定手順書に定める業種分類は、次のとおりとする。

(1) 学識経験者

(2) 設備製造者

(3) 材料製造者

(4) ガス製造事業者（石油精製・石油化学分野）

(5) ガス製造事業者（産業ガス分野）

(6) ガス製造事業者（液化石油ガス分野）

(7) ガス製造事業者（その他のガス分野）

(8) ガス販売事業者

(9) エンジニアリング事業者

(10) 消費事業者

(11) 検査機関

(12) 行政機関

2 規程第8条第2項の変更について報告を行おうとする者は、次の各号のいずれかの方法により、協会会長にその旨を報告しなければならない。

(1) 様式第2の所属変更届書の提出

(2) 専用ウェブサイトの届出機能による次に掲げる事項の届出

イ 変更理由

ロ 変更後の所属先等

3 委員会は、様式第3の高圧ガス規格委員会名簿及び様式第4の分科会名簿を作成し、第1項の業種分類を明示しなければならない。

(委員の代理者)

第6条 規程第11条第1項の規定により、代理者を委員会に出席させようとする委員は、代理者が規程第10条の責務を負うことに同意することを確認した上で、次の各号に掲げる事項を書面又は専用ウェブサイトの届出機能により事務局に連絡しなければならない。

(1) 代理者を出席させようとする委員会名

(2) 代理者の氏名、所属先及び連絡先

2 事務局は前項の連絡を受けた場合、代理出席について高圧ガス規格委員会委員長(以下「委員長」という。)に確認し、承認された場合には委員及び代理出席者に連絡しなければならない。

(アドバイザー)

第7条 規程第12条第3項の技術基準策定手順書に定めるアドバイザーの詳細は、次の各号に掲げるものとする。

(1) アドバイザーの役割は、委員長の求めに応じ、委員会に出席し技術基準案の審議にかかる特定の議案についての意見を述べること、又は書面により特定の議案に関する意見を委員会に提出することとする。

(2) アドバイザーは、決議のための採決に加わることはできない。

(3) アドバイザーの任期は、任命の日からその時点における委員会委員の任期終了まで又は第1号の技術基準案の審議が終了するまでの期間とする。

(委員会の開催等)

第8条 規程第13条の委員への開催通知及び説明資料の事前送付は、次により行わなければならない。

(1) 通知及び送付は郵送、電子メール等の手段による。

(2) 委員会の開催通知は、次の事項を委員会開催日の15日以上前までに通知しなければならない。

イ 開催日時及び場所

ロ 主要議題及び公開又は非公開の別

(3) 説明資料の事前送付を行う場合は、できるだけ委員会開催日の7日以上前までに行うこと。

2 規程第14条第3項の委員会開催にかかる公表は、様式第5により、委員会開催日の15日以上前までにホームページにて行い、オブザーバー登録を委員会開催日の3日前までの期間受け付けなければならない。

3 規程第14条第7項の委員倫理を理解するよう求めとは、委員(第6条の代理者を含む。)

以外の委員会出席者に対し委員等倫理心得を配付し、説明することにより行うものとする。

(ワーキンググループ)

第9条 規程第15条第1項のワーキンググループの設置は、以下のとおりとする。

(1) 3名以上のワーキンググループ委員をもって組織する。

(2) ワーキンググループ委員は次の者とする。

イ 委員又は分科会委員であつて委員長が指名した者

ロ 委員又は分科会委員以外の者のうち、委員長の指名を受け、会長が任命した者

(3) ワーキンググループ委員の中には、前項イに掲げる者が1名以上含まれなければならない。

2 規程第15条第2項の技術基準策定手順書に定めるワーキンググループの運営の詳細は次の各号に掲げるものとする。

(1) ワーキンググループには委員長が指名する主査を置き、主査は、ワーキンググループの会務を総理する。

(2) ワーキンググループは主査が招集し、原則として非公開とする。

(3) ワーキンググループの開催等及び定足数は、それぞれ規程第13条第2項及び規程第14条第1項の規定を準用する。

(4) 規程第19条第5項の技術基準策定手順書に定める議事録の承認に係る採決は、出席ワーキンググループ委員全員の賛成により、これを可決の議決とする。

(プロジェクトマネージャー)

第10条 委員長、分科会主査又は解釈専門分科会主査（以下、「委員長等」という。）は、検討する議案の内容毎に必要な専門的知見を有する委員等を、当該内容に関する原案作成等の作業を中心となって行うプロジェクトマネージャーとして指名することができる。

(分科会委員、解釈専門分科会委員等の任期)

第11条 規程第16条第4項の技術基準策定手順書に定める分科会委員の任期は、任命の日からその時点における規格委員会委員の任期終了までの期間とする。

2 規程第16条第7項の分科会特任委員は、任命の日からその時点における規格委員会委員の任期終了まで又は担当する特定の議題を含む技術基準案の審議が委員会において終了するまでの期間をその任期とする。

3 規程第18条第4項の技術基準策定手順書に定める解釈専門分科会委員の任期は、任命の日からその時点における委員会委員の任期終了までの期間とし、規程第18条第8項の解釈専門分科会特任委員の任期は、任命の日からその時点における委員会委員の任期終了まで又は特定の分野の質疑応答・運用解釈の検討が終了するまでの期間とする。

(分科会の運営等)

第12条 規程第16条第12項の技術基準策定手順書に定める分科会の運営に関する事項の詳細は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 分科会委員及び分科会特任委員の任命は、第3条の規定を準用する。

(2) 分科会委員及び分科会特任委員の辞任は、第4条の規定を準用する。

(3) 分科会委員及び分科会特任委員の所属等の変更は、第5条第2項の規定を準用する。

(4) 分科会委員の代理者の指名等は、規程第11条の規定を準用する。なお、この場合、委

員長を分科会主査と読み替える。

- (5) 分科会の開催等及び定足数は、それぞれ規程第13条第2項及び規程第14条第1項の規定を準用する。
- (6) 分科会委員の代理者は、規程第21条の分科会の決議において、書面投票による採決を行う場合は、これに参加することはできない。

(解釈専門分科会の運営等)

第13条 規程第18条第15項の技術基準策定手順書に定める解釈専門分科会の運営に関する事項の詳細は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 解釈専門分科会委員及び解釈専門分科会特任委員の辞任は、第4条の規定を準用する。
- (2) 解釈専門分科会委員及び解釈専門分科会特任委員の所属等の変更は、第5条第2項の規定を準用する。
- (3) 解釈専門分科会委員の代理者の指名等は、規程第11条の規定を準用する。なお、この場合、委員長を解釈専門分科会主査と読み替える。
- (4) 解釈専門分科会の開催等及び定足数は、それぞれ規程第13条第2項及び規程第14条第1項の規定を準用する。
- (5) 解釈専門分科会委員の代理者は、解釈専門分科会の決議に参加することはできない。

(議事録案の公開)

第14条 規程第19条第4項の議事録案の公開を行う場合は、様式第6により、委員長及び委員長が指名した者を除く会議に出席した委員全員の同意を得た後に、委員長及び委員長が指名した者の最終的な確認を必要とする。

2 前項の規定は、分科会及び解釈専門分科会の議事録案の公開について準用する。

(委員会の書面投票)

第15条 規程第20条第3項の書面投票は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 議案、必要に応じて補足資料及び様式第7の投票用紙を委員に配布（電子メール等による電子媒体でのものを含む。）し、当該投票用紙に委員本人が必要事項を記入したうえでの書面による返信
- (2) 専用ウェブサイトの投票システムでの投票

2 前項第1号又は第2号の書面投票結果は、事務局にて保管しなければならない。なお、保管期間は永久とする。

(分科会の書面投票)

第16条 規程第21条第2項の書面投票は、前条の規定を準用する。

2 書面投票の期間は7日以上とし、議案により分科会が定める期間とする。

3 規程第21条第2項の挙手による採決は、規程第20条第5項の規定を準用する。

(解釈専門分科会の書面投票)

第17条 規程第22条第1項の書面投票は、第15条の規定を準用する。

2 書面投票の期間は7日以上とし、議案により解釈専門分科会が定める期間とする。

(パブリックコメント)

第18条 規程第23条第1項の技術基準策定手順書に定める期間は、1ヶ月以上2ヶ月以内で議案の内容を考慮して委員会の定める期間とする。

2 規程第23条第4項の技術基準策定手順書に定める期間は、15日とする。

3 規程第23条第5項の技術基準策定手順書に定めるパブリックコメントの実施に関する事項の詳細は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 規格案の公表は、様式第8によりホームページで行う。また、高圧ガス誌、メールマガジン等により、パブリックコメントの募集の周知を必要に応じて行わなければならない。

(2) 前号により公表する規格案は、協会図書室で全文の閲覧を可能とともに、希望者には郵送による資料送付を行わなければならない。この場合、資料及び郵送に係る費用は当該希望者が負担するものとする。

(3) 規程第23条第2項のパブリックコメントの結果についての文書等による公表は、様式第9によりホームページにて行わなければならない。なお、当該公表は、パブリックコメントの結果にかかる委員会の決議に関する規程第25条第3項の異議申し立ての期間後に行うこととする。

(4) パブリックコメントで提出された意見は、事務局にて保管しなければならない。なお、保管期間は永久とする。

(レビュー等)

第19条 規程第24条第1項のテクニカルレビューは、書面投票及びパブリックコメント（書面投票に付された規格案と同一の場合を除く。）に付される規格案及び規格案の検討要旨を、次の各号のいずれかの方法で技術委員に開示することにより受けるものとする。

(1) 郵送、FAX又は電子メールによる送付

(2) 専用ウェブサイトへの掲載

2 前項において、パブリックコメントに付される規格案の開示を行う場合には、書面投票に付された規格案と異なる部分を明らかにして行うものとする。

3 テクニカルレビューは、委員会における書面投票の開始からパブリックコメントの終了まで受け付けるものとする。なお、できるだけ書面投票期間に意見が提出されるように配慮しなければならない。

4 規程第24条第2項のプロセスレビューは、規程第25条第3項に定める期間を経過した後速やかに、書面投票の結果、パブリックコメントの募集方法及び期間、パブリックコメントへの対応結果、異議申し立てへの対応結果等のプロセスレビューに必要な資料を次の各号のいずれかの方法で技術委員に開示することにより受けるものとする。

(1) 郵送、FAX又は電子メールによる送付

(2) 専用ウェブサイトへの掲載

5 規程第24条第3項の対応は、委員長、プロジェクトマネージャー又は委員長若しくはプロジェクトマネージャーに当該対応について委任された事務局が行わなければならない。

6 前項の対応は書面により取りまとめることとする。なお、プロジェクトマネージャー又は委任された事務局が行う場合は、当該書面について委員長の確認を必要とする。

7 事務局は説明を求めた技術委員又は技術委員会に、前項の書面を送付するものとする。

8 規程第24条第4項のテクニカルレビューに関する技術委員からの意見の審議は、パブリックコメントの募集期限までに書面により提出されたものについて行うものとする。

9 規程第24条第5項のプロセスレビューに関する技術委員からの意見の審議は、第4項の

資料を送付又は掲載してから 15 日後までに書面により提出されたものについて行うものとする。

(異議申し立て)

第 20 条 規程第 25 条第 1 項の異議申し立てがあった場合、当該異議申し立てのあった決議について公開した日から 11 日目以降 30 日以内に委員会の開催等の対応について、異議申し立て者に通知しなければならない。

(規格作成の公表)

第 21 条 規程第 26 条の公表は、委員会が制定、改正、確認又は廃止に関する審議を行うことと決定した規格案の名称、該当部分等を公表することにより行う。

2 前項の公表は、ホームページ、高圧ガス誌等において行う。

(事務局の責務)

第 22 条 規程第 27 条第 2 項の委員会の決議事項の公開は、ホームページにて行うものとし、委員会資料及び様式第 10 によるものとする。

2 規程第 27 条第 2 項及び前項の規定は、分科会又は解釈専門分科会の決議事項の公開に準用する。

3 規程第 27 条第 3 項の提案を常時受け付ける体制の整備とは、以下による。

(1) 提案者が提案の方法及びその提出先を容易に知ることができるよう、出版物、ホームページ等で常時公表しておくこと

(2) 提案は書面によるものでなければ受け付けしてはならない。また、提案は、提案者、所属先の名称、連絡先が明記されていなければならない。

4 規程第 27 条第 4 項の提案者からの提案の受け付けは、以下による。

(1) 提案には管理番号を付して管理すること

(2) 前号の管理番号とともに提案を受け付けた旨を提案者に書面にて連絡すること

(3) 提案の原本、提案者への書面による連絡文書等提案者と協会の間で取り交わした文書の写しは、管理番号毎に保管しておくこと。なお、保管期間は永久とする。

5 規程第 27 条第 4 項の委員会等への提案の付議は、以下により行う。

(1) 担当する委員会等の委員長等に、提案の付議について連絡すること

(2) 協会は、担当する委員会等の委員長等又は委員等が前項第 4 号の保管に係る書類を利用できること

(3) 協会は委員長又はプロジェクトマネージャーに、提案にかかる書類一式の写しを送付すること

(4) 委員長又はプロジェクトマネージャーは、提案に関する対応についての議案をまとめ次第、協会にその旨連絡すること

(5) 協会は前号の連絡を受けたときは、次回の当該委員会等の議事次第にその議案を付すこと

6 規程第 27 条第 5 項の報告は、以下の事項について行う。

(1) 前項の規定による提案の審議を担当する委員会等の名称

(2) 前号の委員会等が行った提案に関する審議結果

(3) 前 2 号以外の委員会等の決定

(アソシエート)

第23条 規程第17条第4項の技術基準策定手順書に定めるアソシエートの詳細は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) アソシエートの登録を希望する者は、委員会又は分科会において、その理由を述べなければならない。
- (2) アソシエートは、委員会又は分科会の求めに応じ、資料作成等について協力しなければならない。
- (3) アソシエートの任期は、登録の日からその時点における委員又は分科会委員の任期満了までとする。また、本人の希望によりいつでも登録を解除できる。
- (4) 事務局は、登録された委員会又は分科会の会議開催案内をアソシエートに送付しなければならない。

(技術基準案の取扱い)

第24条 委員会、分科会又は解釈専門分科会にて用いる技術基準案（パブリックコメント等において公表されるものを含む。）については、案であることを明確に識別できるように、透かし文字等によりその旨を明示しなければならない。

2 ホームページ上に公開した技術基準案については、当該技術基準を制定、改正又は廃止した時点でホームページから削除するものとする。ただし、委員会又は協会が削除不要と判断した場合はこの限りでない。

(手順書の承認等)

第25条 本手順書の承認、変更又は廃止は、委員会の決議を要する。

2 前項の決議は、規程第20条によらなければならない。

様式第1

年　月　日

高圧ガス保安協会
会長 作田 順治 殿

高圧ガス規格委員会委員

氏名 印

委 員 辞 任 届 書

貴協会高圧ガス規格委員会委員を辞任いたしますので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 辞任理由

2. 辞任年月日 年　月　日

様式第2

年月日

高圧ガス保安協会
会長 殿

高圧ガス規格委員会委員
氏名 印

所 属 変 更 届 書

所属先等が変更となったので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更理由
2. 変更後の所属先等

様式第3

高圧ガス規格委員会委員名簿

(〇〇年〇〇月〇〇日)

	業種分類	委 員 名	所属・役職

業種バランス：同一業種の委員の数は委員総数の3分の1を超えてはならない。
(規程第8条第1項)

委員総数：〇〇名（30名以内）

委員総数の3分の1の数（小数点以下切り捨て）：〇〇名

様式第4

分科会委員名簿

高圧ガス規格委員会承認（〇〇年〇〇月〇〇日）

業種分類	委 員 名	所属・役職

分科会業種バランス：同一業種の委員の数は委員総数の2分の1を超えてはならない。
(規程第16条第3項)
：同一組織からの委員（大学の教員等除く。）の数は2名以下

委員総数：〇〇名（5名以上）

委員総数の2分の1の数（小数点以下切り捨て）：〇〇名

様式第5

年度 第 回 (委 員 会 等 名)

1. 日 時 年 月 日 () ○○:○○~○○:○○

2. 場 所

3. 議 題

なお、以下の点にご留意下さい。

オブザーバーとしてのご出席を希望される方は、氏名、職業、連絡先（電話番号及びFAX番号）を必ず明記のうえ、月 日（）までに下記連絡先まで、FAX又はe-mailにてご登録ください。（ご登録頂いた情報は、当委員会の運営（連絡連絡等）のため必要な範囲においてのみ使用致します。）

登録は先着順で受け付けさせていただき、会場の収容人数を超過した場合には、お断りさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。（収容人数を超過した場合にはご連絡いたします。）

また、 に出席する全ての方（オブザーバーを含む。）には、委員等倫理心得（次頁参照）の遵守を求めます。オブザーバーとしてご出席を希望される方は、この点ご留意いただきますようお願ひいたします。

問合先：高圧ガス保安協会 高圧ガス部 担当者名

TEL: × × - × × × × - × × ×

FAX: × × - × × × × - × × ×

e-mail: × × × ×

備考1 協会内の会議室以外で開催する場合は、別途地図を添付すること。

2 3項の議題には、公開又は非公開の別を併記すること。

委 員 等 倫 理 心 得

委員等は、以下の事項を遵守しなくてはならない。

(専門性の保持)

第1条 委員等は、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて技術基準の作成に貢献すると共に、専門分野の技術力向上に絶えず努めなければならない。

(中立性の確保)

第2条 委員等は、公共の安全の確保を最優先に考えなければならない。

2 委員等は、専門家として中立的立場で行動し、関係者の利害関係の相反の回避に努めなければならない。

(秘密保持義務等)

第3条 委員等又は委員等にあった者は、技術基準の作成に関して知得した秘密を漏らしたり盗用したりしてはならない。また、それらの秘密を個人的な目的のために使用してはならない。

2 委員等は、各々の委員会等の承認なしに委員会等の名称を使い、委員会等の意見を公表してはならない。

(品位の保持)

第4条 委員等は、強い責任感をもって、その名誉を汚す行為を慎まなくてはならない。

様式第6

(委員会等名) 議事録(案)の確認について	
氏 名 :	
確認日 : 年 月 日	
確認結果 :	
次の1)又は2)のいずれかに○を付して下さい。なお、2)の場合、お手数でございますが『修正箇所と修正内容』をご記入いただきますようお願い申し上げます。	
1) 同意します	
2) 同意しません	
・修正箇所と修正内容 (以下にご記入下さい。)	



投票用紙

投票締切日： 年 月 日 ()

投票作成日： 年 月 日

委員氏名： _____

1. 投票議案名

2. 提案資料

3. 回 答 (1. の投票議案について、「賛成」「コメント付き賛成」「反対」「棄権」又は「投票除外」のいずれかに○を付して下さい。)

賛成	コメント*付き 賛成	反対**	棄権	投票除外

*コメント付き賛成 又は **意見付き反対の場合の意見

様式第8

○○○○○に対するパブリックコメント（意見募集）について
— 年 月 日 ~ 年 月 日 —

年 月 日
高圧ガス規格委員会
委員長

前文・・・・・・

この度、高圧ガス規格委員会として原案を作成しました。公正、公平、公開の原則の観点から、広く一般の皆様からご意見をいただくため、パブリックコメントを実施することといたします。いただきましたご意見につきましては、高圧ガス規格委員会で審議を行うことといたします。

つきましては、○○○○○に対しご意見のある場合には、下記要領に従い、書面（郵送又はFAX）若しくは電子メールでご提出下さい。

皆様からお寄せいただいたご意見につきましては、お寄せいただいたご意見を整理した上で当方の見解を公表することとしております。このため、お寄せいただいたご意見、氏名及び所属を公表する場合がありますことをご了承下さい。

パブリックコメント実施要領

1. 規格案名

※P D F形式にて添付

2. 規格案検討要旨

3. 意見受付期間

受付開始： 年 月 日 ()

受付修了： 年 月 日 () 同日必着

4. 意見記入要領

①別添様式に従い、氏名、連絡先（住所、電話番号等）及び所属（会社名、団体名等）を必ず明記して下さい。意見を十分把握させていただくため連絡を取らせていただくこともありますので、漏れなく記入して下さい。

- ②ご意見については、1枚につき一つの意見及び理由を記入して下さい。
- ③ご意見の対象となる規格案の該当箇所を明記して下さい。
- ④電子メール等を利用して提出いただく場合、別添様式に記入していただく必要はありませんが、本要領に準じて必要事項は漏れなく記入して下さい。

5. 関連資料入手先

上記1. の規格案は本ページからPDF形式でダウンロードすることができます。
また、高圧ガス保安協会図書室で閲覧が可能です。この他、郵送による資料送付も行っていますので、お問い合わせ下さい。ただし、資料及び郵送に係る費用をいただきます。

6. 個人情報の取り扱いについて

高圧ガス保安協会は、パブリックコメントの提出の際に氏名、住所、連絡先等の個人情報を収集します。これらの情報は、パブリックコメントの審議、対応についてのご連絡以外には使用することはありません。なお、氏名及び所属に関しては、いただいたご意見とともに公表する場合がありますことをご了承下さい。

以上

問合先、意見提出先：

高圧ガス保安協会 高圧ガス部 担当者名

TEL: ××-××××-×××

FAX: ××-××××-×××

e-mail: ×××

1. 氏名	_____	
2. 連絡先 住 所	〒 _____ _____ _____	
電話番号	_____ () _____	
FAX番号	_____ () _____	
E-mail	_____	
3. 所 属	_____	
4. 意 見	【該当する規格案名及び箇所】 _____ _____ _____	
【意見及びその理由】 _____ _____ _____ _____ _____		

様式第9

〇〇〇〇〇に対するパブリックコメント（意見募集）の結果について

年 月 日
高圧ガス規格委員会
委員長

前文・・・・・・

この度、高圧ガス規格委員会が作成を行っている規格案〇〇〇〇〇についてパブリックコメントを実施し、ホームページ上で広く皆様方のご意見を募集いたしました。

ご意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

今回寄せられたご意見及びそれらに対する考え方並びにその対応について、高圧ガス規格委員会での審議の結果、別添のとおり取りまとめたのでご高覧のほどお願い申し上げます。

1. 意見募集の結果

ご意見提出数：〇〇〇件

2. 対応結果

今回いただいたご意見及びご意見に対する考え方・対応内容を別添（P D F形式）のとおり整理し、年 月 日に開催された高圧ガス規格委員会において審議の結果、了承されました。

以上

問合先：

高圧ガス保安協会 高圧ガス部 担当者名

TEL: × × - × × × × - × × × ×

FAX: × × - × × × × - × × × ×

e-mail: × × × ×

別添

年 月 日

〇〇〇〇〇に寄せられた意見に対する対応
(注:ご意見及び理由並びにご意見に対する考え方・対応内容は、その主旨、概要を取りまとめて示しています。)

整理番号	提出されたご意見（理由）の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備考

第 回 (委員会等名) 決議事項の確認

決議番号	議案、資料番号及び決議の要件	決議結果